
会員規約

名称及び所在地

第1条

本会の名称・所在地は本文末尾に明記します。(以下「本会」といいます)

運 営

第2条

本会の運営・管理(会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は有限会社プレバランスが行います。

目 的

第3条

本会は、さまざまな病気や悩みに対する根本的な原因究明と原因療法とそのための知識の理解と技能習得を行い「病人や悩み苦しむ人のいない社会創り」を実現することを目的とします。

入会資格

第4条

①本会に入会できる方は、本会の趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。(以下「会員」といいます)

②暴力団構成員、会員の円滑な会運営に支障を来す可能性がある方、その他本会が不相当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

入会手続

第5条

①本会に入会する方は所定の入会手続きを行い、本会の承認を得た上、定める年会費をお支払いいただきます。

②入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本会の免責につき同意するものとします。

入会金

第6条

会員は、本会の定める年会費を、所定の方法で本会に支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

会員の種類と特典

第7条

本会の会員の種類及び各要件は別に定める通りです。また、会員は別に定められた特典を受けることができます。

ポイント制度については下記ポイント規約を必ずご確認ください。(交換できる商品の規定などがございます。)

資格停止及び除名

第8条

本会は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

- 一 本会の定める年会費を3ヶ月以上滞納したとき。
- 二 本規約、その他本会が定める規則に違反したとき。
- 三 本会の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 四 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- 五 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
- 六 本会の合理的な指示・指導に従わないとき。
- 七 その他本会が、社会通念に照らし、本会員としてふさわしくないと認めたとき。

会費等の支払

第9条

会員は、本会の定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本会が定めるものとします。

(年会費は、本会員資格を有する限り、現実に本会を利用しない場合も支払義務が発生します)

退 会

第10条

会員は、年会費の支払いがない場合に自動的に退会したとみなします。

変更事項

第11条

会員は、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更があった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

諸費用の改定

改 定

第12条

本規約の改定及び変更は本会により為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全て

の会員に及ぶものとします。なお、本会が本規約の改定及び変更を行うときは改定日の 1 ヶ月前までにその内容を当社ホームページにて会員に告知するものとします。

附 則

第 13 条

本規約は 2016 年 8 月 10 日より施行します。

名称及び所在地

名 称：有限会社プレバランス

住 所：茨城県日立市十王町友部 2008